

(3) 対応

⑧ 被災者生活再建支援法の適用

■被災者生活再建支援法の適用

- 法適用日 : 平成21年8月9日 (日)
- 適用市町名 : 兵庫県全域

■支援金支給実績 (平成22年4月30日現在)

全 壊…227世帯、379,250千円
大規模半壊…270世帯、342,750千円
合 計…497世帯、722,000千円

■法適用、支援金支給経過

区 分	佐用町	宍粟市	朝来市
災害発生	8月9日		
法適用決定日(※) (法適用日:8月9日)	8月10日 (施行令第1条第1号該当)	8月11日 (施行令第1条第1号該当)	8月14日 (施行令第1条第4号該当)
市町担当職員への説明会	8月17日、21日	8月17日	8月25日
支援金申請書受付開始	8月25日	8月30日	9月1日
支援金支給開始	9月15日	9月25日	9月25日

※ 8月27日 兵庫県全域に法適用決定(施行令第1条第3号該当)

19

(3) 対応

⑨ 住宅の再建支援策:兵庫県の独自支援(公的支援)

○被災者生活再建支援金事業 (単独)

被災者生活再建支援金 (国制度) の支給対象とならない半壊、床上浸水世帯に対し、支援金を支給。

<支給実績>

780世帯、1億7,920万円 (平成22年3月31日現在)

<事業概要>

- 実施主体 市町
- 対象災害 平成21年度中の自然災害で知事が特に定めるもの
- 支給対象 半壊、床上浸水 (家屋の損害割合が10%以上20%未満) の被害を受けた世帯
- 支 給 額 半壊25万円、床上浸水15万円
- 負担割合 県2/3、市町1/3

○その他

住宅再建に係る手数料免除、高齢者の住宅再建への助成、一時転居への家賃助成、現地住宅復興相談コーナーの設置 等

20

台風第9号への対応

(3) 対応

⑩ 住宅の再建支援策：兵庫県の独自支援（共助のしくみ）

○兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）

住宅所有者の相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度」について、台風第9号により被害を受けた住宅の再建・購入、補修等を支援するため、共済給付金を給付

負担金		給付金	
年額5,000円 (初年度は、月500円 (上限5,000円))		住宅が半壊以上の被害を受けた場合、	
自然災害発生	再建等給付金	再建・購入	600万円
	補修給付金	全壊で補修 大規模半壊で補修	200万円 100万円
		半壊で補修	50万円
	居住確保給付金	再建・購入・補修をしない場合	10万円

注1) 例外での再建・購入の場合は、給付額は1/2になります。
注2) 再建住宅等については、次の制約があります。
① 再建等給付金の給付は、県での再建・購入に限ります。
② 居住確保給付金は給付されません。

<給付実績>

200戸、2億5,920万円（平成22年5月12日現在）

自助・公助の限界を埋める
住宅所有者間の相互扶助の仕組み



兵庫県が全国で初めて制度化
平成17年9月より

- 住宅所有者が平時から住宅再建に必要な資金を寄せ合う
- 地震・台風・洪水等さまざまな自然災害を対象
- 年5,000円の共済掛金で、全壊した住宅の再建・購入に600万円を給付
- この度の台風第9号災害において初の支給
- 平成22.8～同災害では住宅だけでなく、家財にも大きな被害が発生したことから家財を対象に最大50万円を給付する制度を創設し、被災者の生活基盤の早期回復を一層促進

21

台風第9号への対応

(3) 対応

⑪ 応援職員の派遣

8月13日以降、県及び県内市町から佐用町及び宍粟市に応援職員を派遣（～12月25日）

○ 派遣人数

- ・県職員延べ911人、市町職員延べ1,450人
(保健師、看護師、廃棄物処理要員等除く)

○ 主な業務

- ・家屋被害認定調査、
- ・避難所運営
- ・物資搬送
- ・災害対策本部運営
- ・総合相談
- ・被災者生活再建支援法等に関する相談
- ・選挙事務
- ・災害査定 等

※この他、県から佐用町に防災・復旧・復興対策のため、県職員2人（町における理事級の職員及び課長補佐級の土木職員）を派遣するとともに、佐用町から県に、防災の研修のため、県災害対策課に職員1人が派遣されている。

22

台風第9号への対応

(4) 災害救助法にかかる対応

① 事務の流れ

- 8月10日 兵庫県災害対策本部設置
- 8月10日 2市、1町に『災害救護法による救助の実施について』通知(災害救助法の適用、適用日 平成21年8月9日)
- 8月10日 佐用町、宍粟市に『災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて』通知(市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項)
- 8月10日以降 随時 被害状況等記者発表
- 8月10日以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室へ被害状況等報告
- 8月11日 朝来市に『災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことについて』通知(市町長への事務の委任 災害救助法第30条第1項)
- 8月11日 避難所の状況報告依頼
- 8月12日 佐用町から兵庫県へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』依頼文書
- 8月12日 2市、1町へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』報告依頼文書
- 8月14日 宍粟市から兵庫県へ『応急仮設住宅の供与の必要性について』依頼文書
- 8月15日以降 随時 厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室と『災害救助法による救助の特別基準設定について』事前協議
(死体の搜索、避難所の設置、飲料水の供与 等)

23

台風第9号への対応

(4) 災害救助法にかかる対応

① 事務の流れ

- 8月18日 応急修理実施要領の作成、市町へ送付
- 8月19日 佐用町、宍粟市 関係部局へ災害救助事務説明会実施
- 8月19日 佐用町において応急仮設住宅建設着工(1期)
- 8月20日 朝来市 関係部局へ災害救助事務説明会実施
- 8月21日 佐用町、宍粟市 災害救助実施告示
- 8月25日 朝来市 災害救助実施告示
- 9月 県議会において補正予算議決
- 9月25日 2市、1町に『災害救助法の実施に係る所定様式の提出について』通知
- 2月 災害救助法精算監査
- 3月8日 厚生労働大臣へ『平成21年台風第9号災害にかかる救助の特別基準の設定について』(協議書提出)

24

(4) 災害救助法にかかる対応

② 主な特別基準設定

- 避難所の設置 一般基準 7日間→特別基準 37日間
300円以内／1人1日→367円以内／1人1日
- 応急仮設住宅 一般基準額 2,404,000円以内→特別基準 4,685,980円
- 炊き出しその他による食品の給与 一般基準 7日間→特別基準 33日間
- 飲料水の供給 一般基準 7日間→特別基準 17日間
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 一般基準 10日以内
→ 特別基準 42日間
- 災害にかかった住宅の応急修理 一般基準 1か月以内
→ 91日間
- 学用品の給与 一般基準 15日以内 → 特別基準 30日以内
- 死体の搜索 一般基準 10日以内 → 特別基準 68日以内
- 障害物の除去 一般基準 10日以内 → 特別基準 22日以内

25



HYOGO
PREFECTURE